

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年2月14日

【四半期会計期間】 第54期第3四半期(自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)

【会社名】 東京鋼鐵株式会社

【英訳名】 TOKYO KOHTETSU CO., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 南 良 隆

【本店の所在の場所】 東京都千代田区神田司町二丁目2番地

【電話番号】 03-3254-5201

【事務連絡者氏名】 取締役経理部長兼総務部長 小 口 芳 一

(上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記の場所で行っております。)

【最寄りの連絡場所】 栃木県小山市城北四丁目38番地1

【電話番号】 0285-22-1335

【事務連絡者氏名】 取締役経理部長兼総務部長 小 口 芳 一

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次	第53期 第3四半期 累計期間	第54期 第3四半期 累計期間	第53期 第3四半期 会計期間	第54期 第3四半期 会計期間	第53期
会計期間	自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 12月31日	自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 12月31日	自 平成21年 10月 1日 至 平成21年 12月31日	自 平成22年 10月 1日 至 平成22年 12月31日	自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日
売上高 (千円)	8,621,183	11,403,141	2,741,617	4,070,585	11,960,364
経常利益 (千円)	1,010,564	1,040,382	333,614	288,868	1,296,536
四半期(当期)純利益 (千円)	618,080	617,992	214,028	170,883	755,515
持分法を適用した 場合の投資利益 (千円)					
資本金 (千円)			2,453,000	2,453,000	2,453,000
発行済株式総数 (株)			17,446,000	17,446,000	17,446,000
純資産額 (千円)			12,130,024	12,745,850	12,267,234
総資産額 (千円)			17,509,623	18,694,525	17,881,960
1株当たり純資産額 (円)			696.56	731.95	704.46
1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	35.49	35.49	12.29	9.81	43.39
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)					
1株当たり配当額 (円)	3	4			7
自己資本比率 (%)			69.3	68.2	68.6
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	935,921	1,439,387			1,182,742
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	539,279	468,588			1,955,433
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	473,364	427,408			288,474
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)			257,994	3,727,808	3,184,418
従業員数 (名)			110	107	109

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

4 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業

の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(名)	107 [16]
---------	----------

(注) 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。
臨時従業員数は[]内に当第3四半期会計期間の平均人員を外数で記載しております。
なお、臨時従業員には、嘱託契約の従業員を含み、派遣社員は除いております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

当社は、単一セグメントであるため、品目別ごとの生産・受注及び販売の状況を記載しております。

(1) 生産実績

当第3四半期会計期間における生産実績は次のとおりであります。

品名	生産高(千円)	前年同四半期比(%)
鋼材・ビレット	3,507,564	159.7

- (注) 1 金額は製造原価によっております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

輸出は受注生産を行っており、当第3四半期会計期間における受注実績は次のとおりであります。

品名	受注高(千円)	前年同四半期比(%)	受注残高(千円)	前年同四半期比(%)
鋼材・ビレット	1,508,250	200.5	151,440	174.4

- (注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第3四半期会計期間における販売実績は次のとおりであります。

品目	金額(千円)	前年同四半期比(%)
鋼材	(-) (- %) 2,582,367	129.6
ビレット	(1,470,213) (99.8%) 1,472,877	197.3
その他	(-) (- %) 15,340	808.3
計	(1,470,213) (36.1%) 4,070,585	148.5

- (注) 1 括弧内の数字(内容)は輸出販売額及び輸出割合であります。
2 輸出先及び輸出販売高に対する割合は次のとおりであります。

輸出先	前第3四半期会計期間		当第3四半期会計期間	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
東アジア	668,199	90.0	1,007,291	68.5
東南アジア	73,870	10.0	462,921	31.5

3 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前第3四半期会計期間		当第3四半期会計期間	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
三井物産スチール㈱	839,413	30.6	1,140,227	28.0
日鐵商事㈱	635,765	23.2	1,003,471	24.7
阪和興業㈱	445,228	16.2	856,644	21.0
㈱メタルワン建材	319,224	11.6	402,398	9.9

- 4 その他は製造工程で発生したスクラップ等であります。
5 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業等のリスク】

当第3四半期会計期間における、本四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生、又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

当第3四半期会計期間におけるわが国経済は、外需主導による輸出の回復がみられ、企業収益は改善基調にありますが、その改善は緩やかであり欧州の金融不安や長期化する円高により、今後の景気悪化に対する懸念が強まり、足踏み状態で推移いたしました。

当社の属する普通鋼電炉業界におきましても、主原料の鉄スクラップ価格が高騰する一方、依然として鋼材需要は盛り上がり低調に推移いたしました。

こうした状況のもと当社では、国内販売においては需要見合いの生産・販売に徹し、市場と顧客の変化を捉えながら木目細やかな顧客サービスを第一とした一方、アジア地域を中心に鋼片販売を積極的に行い操業の全体最適化を図り、さらには、国際標準のコスト競争力を成すべく仕入・製造面においても徹底した見直しを行いました。

なお、当第3四半期会計期間における経営成績の状況は次の通りであります。

売上高

海外向けの鋼片輸出販売の強化に加え、製品販売の緩やかな回復基調とデリバリーサービス強化等により形鋼出荷数量が前年同四半期に比べ3割増加しましたので、売上高は前年同四半期比1,328百万円（48.5%）増加し4,070百万円となりました。

営業利益

製品、鋼片販売の緩やかな回復により売上高は増加したものの、鉄スクラップの価格上昇分を販売価格に転嫁することができず、営業利益は前年同四半期比47百万円（14.6%）減少し275百万円となりました。

経常利益

手許資金を有効活用したことによる仕入割引の増加があったものの、営業利益の減少により前年同四半期比44百万円（13.4%）減少し288百万円となりました。

四半期純利益

法人税等を差し引いた結果、経常利益の減少により前年同四半期比43百万円（20.2%）減少し170百万円となりました。

(2)財政状態の分析

資産

流動資産は、前事業年度末に比べ958百万円（12.9%）増加し8,397百万円となりました。これは、主に販売数量増加による売掛金の増加783百万円によります。

固定資産につきましては、当期は収益環境が厳しいことを考慮し大型設備投資を控えております。このため、減価償却費相当分が減少したこと等により、前事業年度に比べ145百万円（1.4%）減少し10,297百万円となりました。

これにより、総資産は前事業年度末に比べ812百万円（4.5%）増加し、18,694百万円となりました。

負債

流動負債は、前事業年度末に比べ402百万円（11.6%）増加し3,883百万円となりました。これは生産量増加に伴い原材料の仕入数量増加により支払手形及び買掛金が202百万円増加したことに加え、未払法人税が193百万円増加したことによります。

この結果、負債合計は前事業年度末に比べ333百万円（5.9%）増加し5,948百万円となりました。

純資産

純資産合計は、前事業年度末に比べ478百万円（3.9%）増加し12,745百万円となりました。これは、四半期純利益617百万円から期末配当金69百万円と中間配当金69百万円を差引いた結果であります。

(3)キャッシュ・フローの状況の分析

当第3四半期会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は、前事業年度末に比べて251百万円の増加となり3,436百万円となりました。なお、当第3四半期会計期間における各キャッシュ・フローの状況と要因は次の通りであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用した資金は418百万円（前年同四半期は244百万円の収入）となりました。収入の主な内訳は、税引前四半期純利益285百万円、減価償却費210百万円によるものであります。支出の主な内訳は、売掛金増加による売上債権の増加465百万円と仕入債務の減少340百万円及び法人税等の支払による支出201百万円であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は149百万円（前年同四半期は152百万円の収入）となりました。これは、有形、無形固定資産の取得による支出145百万円が要因であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は159百万円（前年同四半期は205百万円の支出）となりました。これは、借入金返済により有利子負債が100百万円減少したことに加え、配当金の支払いによる支出58百万円が要因であります。

(4)事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期会計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

株式会社の支配に関する基本方針について

当社は、平成21年6月26日に開催された定時株主総会において、会社法施行規則第118条第3号に定める「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」を、以下のとおり継続することを定めました。

・ 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、我が国の貴重な資源である、鉄スクラップを主原料に、製鋼・圧延により鋼材を製造する、電気炉一貫メーカーとして、大正7年の創業以来、常に業界の先駆者の誇りを持って、独自の技術と品質を追求してまいりました。

当社は「鉄資源のリサイクル・システムを通じて、生活、文化の発展に貢献する」を企業理念としており、その実現には「高品質の追求」「社会への貢献」「信頼関係の構築」が重要と考えております。このような理念のもと、当社は品質の国際規格であるISO9001：2000年版、環境の国際規格であるISO14001：2004年版の認証を取得し、中・小形山形鋼専業メーカーとして事業展開の方向性を定め、環境保全に努めるとともに販売に全力を挙げるなど、独自の経営戦略を進めております。

当社の属する普通鋼電炉業界は、鉄スクラップ、副原料等の原料市況をはじめ、製品市況の乱高下の激しい業界であります。当業界は潜在的に供給能力が需要量を上回る傾向にあり、さらに海外要因も加わり、原料、製品価格の変動により業績が大きく変化する可能性があります。

当社としましては、このような状況のもと、需要に見合った生産の継続に努め、なお一層のコスト削減を図るとともに、製品販売価格の改善に注力しております。さらに、品質の向上、安全第一を追及しながら、顧客の信頼と満足を得て、販売基盤の強化と業績のさらなる向上及び財務の健全化を図り、お客様、取引先、従業員、地域社会等のステークホルダーとの適切な関係を維持、発展させていくことに配慮した経営を行うことによって、株主の皆様にとっての中長期的な価値を最大化することを目指していく必要があると考えております。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、上述の当社の経営方針や事業特性、当社を取り巻く経営環境、各ステークホルダーとの関係等といった当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

他方、このような当社の企業価値・株主共同の利益を毀損することとなる者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

・ 当社基本方針の実現に資する取組みについて

当社を取り巻く厳しい経営環境の中、製鋼・圧延の生産設備の充実と効率的操業によりコストダウンを図るとともに、高い品質ときめ細かなデリバリーサービスで、お客様にご満足いただけるよう、全社的な活動を積極的に推進しております。

当社は平成18年3月期において過去最高益を達成し、期初計画の7円の復配に対し3円増額し、年間で10円の

配当を実施し、その後平成19年3月期及び平成20年3月期においても、様々な変動要因はあったものの、高い収益を維持し、年10円（中間配当5円を含む）の配当を実施してまいりました。

平成21年3月期の上期は原料スクラップの高騰や原油価格の上昇による電力、副資材等の価格上昇を製品販売価格へ転嫁できましたが、下期は金融市場の混乱から世界経済が急激に減速し、製品市況をはじめあらゆるものが値下げに転じ鋼材需要はかつてない水準まで減少しました。ただ、下期の減産によるコスト上昇や売上高の減少はありましたが、好調であった上期の影響で通期の売上高は18,842百万円（前期比0.6%減）、経常利益は3,116百万円（前期比30.8%増）となりました。

今後も経済環境が旧に復するまでには長期間要するものと予想されますが、当社としましては財務体質の強化を進めつつ、株主の皆様に対して期初計画の10円（中間配当5円を含む）の配当を実施いたします。

なお、当社の属する電炉業界は、鉄スクラップ、副原料等の市況をはじめ、製品市況の影響を受けやすくさらに、近年は海外市況要因も加わり当社の各年度の業績変動は激しくなっておりますが、売上高経常利益率については、平成19年3月期19.3%、平成20年3月期12.6%、平成21年3月期においては16.5%と変動はあるものの、過去からのコスト削減や経営効率化の結果、業界内でも最高水準の収益性を確保するに至っております。

当社としましては、今後につきましても、特に主力の中・小形山形鋼及び半製品であるピレットの生産・販売とともに、溝形鋼の購入・販売について効率的経営を絶えず追求いたします。また、最適生産量を追求しながらコストダウンに努め、重要課題である販売基盤の強化・拡充も実施していくことで、さらに利益体質を強化してまいります。

また、安全・環境、法令順守、透明度の高い経営を優先して実行し、コスト競争力の強化、高付加価値製品へのシフト、社員能力の向上、技術の改善・伝承に挑戦することで、企業価値・株主共同の利益を確保、向上させていく所存であります。

・本方針の内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

1. 本方針継続の目的

当社は、で述べたとおり、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営方針や事業特性、当社を取り巻く経営環境、各ステークホルダーとの関係等といった当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があり、他方、そのような企業価値・株主共同の利益を毀損することとなる者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としてふさわしくないと考えております。

しかしながら、当社は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、大規模な買付行為がなされる場合、それを行った買付者が財務及び事業の方針の決定を支配する者としてふさわしいか否かを含め、当該買付行為に応じるか否かは、最終的には、株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えます。そして、株主の皆様当該買付行為に応じるか否かを適切に判断していただくためには、株主の皆様に対し、適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠であると考えます。たとえば、当該買付行為が当社に与える影響や、当

社の従業員、取引先、顧客等のステークホルダーとの関係についての方針を含む、当該買付者の当社経営への参画時における経営方針、事業計画等の内容等の情報は、株主の皆様が買付けに応じるか否かを検討する際の重要な判断材料となりますし、また、当社取締役会が当該買付行為についての意見を開示し、また、必要に応じ代替案を提示することにより、株主の皆様は、双方の方針、意見等を比較考量することで、当該買付行為に応じるか否かを適切に判断することが可能になります。

当社は、このような基本的な考え方に立ち、会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を25%以上とすることを目的とする当社株式の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が25%以上となる当社株式の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。以下、このような買付行為を「大規模買付行為」、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）が行われる場合には、当社株式の大規模買付行為に関するルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求めるとともに、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会として一定の措置を講じることとしました。

注1：特定株主グループとは、（ ）当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の所有者（同法第27条の23第1項に規定する所有者をいい、同条第3項に基づき所有者に含まれる者を含みます。）及びその共同所有者（同法第27条の23第5項に規定する共同所有者をいい、同条第6項に基づき共同所有者とみなされる者を含みます。）、又は（ ）当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2：議決権割合とは、（ ）特定株主グループが、注1の（ ）の記載に該当する場合は、当社の株券等の所有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該所有者の共同所有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。）、又は（ ）特定株主グループが、注1の（ ）の記載に該当する場合は、当社の株券等の買付け等を行う者及びその特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。議決権割合の算出に当たっては、総議決権（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

2. 独立委員会の設置

本方針を適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するため、取締役会から独立した機関として、独立委員会を設置します。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立な判断を担保するため、当社経営陣から独立している社外取締役、社外監査役及び社外有識者（注3）の中から選任します。独立委員会の概要は資料1に記載のとおりです。また、本方針継続時の独立委員会の委員の氏名及び略歴は資料2に記載のとおりです。

独立委員会は、取締役会から諮問を受けた事項について審議、決議し、その内容に基づいて、取締役会に対し勧告を行うほか、必要に応じて、当社の費用で、当社経営陣から独立した第三者（財務アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得たり、大規模買付者、当社経営陣、当社の取引先、従業員等から必要な情報を収集することがあります。

注3：社外有識者とは、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、又はこれらに準ずる者を意味します。

3. 大規模買付ルールの内容

当社が設定する大規模買付ルールとは、大規模買付者から当社取締役会に対して、大規模買付行為に先立ち、株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために十分な情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）が提供されなければならない、大規模買付行為は、大規模買付情報が提供された後に設定される当社取締役会による一定の評価期間が経過した後にのみ開始されるというものです。

具体的には、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合、まず、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書をご提出いただくこととします。意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を当社所定の書式にて日本語で明示していただきます。

次に、当社は、大規模買付者に対し、この意向表明書の受領後10営業日以内に、大規模買付情報のリストを交付します。具体的に提供していただく大規模買付情報の内容は、大規模買付者の属性、大規模買付行為の内容等によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。

大規模買付者及びそのグループの概要

大規模買付行為の目的、方法及び内容

買付対価の算定根拠及び買付資金の裏付け

大規模買付行為後の経営方針、事業計画、資本政策等

大規模買付行為後における当社の従業員、取引先、顧客等を含む重要なステークホルダーについての基本方針

なお、当社取締役会は、弁護士、財務アドバイザーなどの外部専門家や監査役の意見を参考に、当初提供していただいた情報だけでは必要な大規模買付情報として不足していると考え、独立委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、大規模買付者に対し、十分な大規模買付情報が揃うまで追加的に大規模買付情報の提供を求めることがあります。当社は、大規模買付情報が提供された事実及びその内容が株主の皆様の判断のために必要であると認める場合、適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示します。

次に、当社取締役会は、大規模買付情報の提供が完了した後、60日間（買付対価を現金（円貨）のみとし、当社の株式の全てを対象とする公開買付けの場合）又は90日間（それ以外の大規模買付行為の場合）を、当社取締役会による評価、検討、意見形成、代替案検討等のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。したがって、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとし、この期間中、当社取締役会は、弁護士、財務アドバイザーなどの外部専門家の意見も参考にした上で、提供された大規模買付情報を十分に評価、検討し、大規模買付行為に関する取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、株主の皆様に対し、取締役会としての代替案を提示することもあります。

4．大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守せずに大規模買付行為を行った場合、当社取締役会は、株主共同の利益の保護を目的として、弁護士、財務アドバイザーなどの外部専門家や監査役の意見を参考にした上で、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律及び当社定款が取締役会の権限として認める措置を取り、大規模買付行為に対抗することがあります。大規模買付ルールの遵守の有無、対抗措置を発動することの適否及び対抗措置の具体的内容は、独立委員会に諮問の上、その勧告を最大限尊重して、当社取締役会が決定します。

具体的な対抗措置については、その時点で必要かつ相当と認められるものを選択することとなります。具体的対抗措置として新株予約権を用いる場合の概要は、資料3記載のとおりとします。なお、対抗措置として新株予約権の無償割当てを実施する場合や新株予約権を発行する場合には、大規模買付者を含む特定株主グループに属する者に行使を認めないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件、取得条項、取得条件等を設けることがあります。

大規模買付ルールが遵守されなかった場合の対抗措置は、株主共同の利益を保護するための相当かつ適切な対応であると考えておりますが、他方、このような対抗措置により、結果的に、大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者に経済的損害を含む何らかの不利益を発生させる可能性があります。したがって、大規模買付ルールを無視して大規模買付行為を開始することのないようあらかじめ注意を喚起いたします。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付ルールは、当社の経営に影響力をもち得る規模の当社株式の買付行為が行われる場合に、株主の皆様に対し、あらかじめ、そのような買付行為に応じるか否かの判断のために必要となる大規模買付行為に関する情報や現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、さらには必要に応じて取締役会による代替案の提示を受ける機会を保障することを目的とするものです。したがって、大規模買付ルールが遵守されている場合、原則として、当社取締役会の判断のみで大規模買付行為を阻止するために対抗措置をとるようなことは行わず、大規模買付行為に応じるかどうかは、大規模買付情報や当社取締役会が提示する意見、代替案等をご検討の上、株主の皆様においてご判断いただくこととなります。

しかしながら、例外的に、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していても、当社取締役会は、弁護士、財務アドバイザーなどの外部専門家や監査役の意見を参考に、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすか、又は株主共同の利益を著しく損なうと判断した場合、株主共同の利益を保護するため、独立委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、(1)で述べた対抗措置をとることがあります。この場合、当社取締役会は、適時適切な開示を行います。具体的には、大規模買付行為が以下の類型に該当すると認められる場合、大規模買付行為が当社に回復しがたい損害をもたらすか、又は株主共同の利益を著しく損なう場合に該当するものと考えます。

() 大規模買付行為が次のいずれかに該当する場合

株式を買い占め、その株式について当社または当社関係者に対して高値で買取りを要求する行為

当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に大規模買付者の利益を実現する経営を行うような行為

当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

() 強圧的二段階買収（最初の買付で全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）など株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買付けを行う場合

なお、上記対抗措置の発動の判断に際し、当社取締役会は、企業価値・株主共同の利益の保護の観点から適切であると判断した場合には、株主総会の承認を得ることができるものとします。

・ 本方針の有効期間、廃止及び変更

本方針の有効期限は3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。また、本方針の有効期間中であっても、株主総会又は取締役会の決議により本方針を廃止することができるものとします。これらの場合には、その旨速やかに開示します。なお、本方針は、1年ごとの株主総会における取締役の入替えを通じて、廃止することが可能であります。

当社は、企業価値・株主共同の利益向上の観点から、関係法令の変更や、関係金融商品取引所が定める上場制度等の変更等を踏まえ、本方針の見直しを随時行い、取締役会の決議により、株主総会でご承認いただいた株主の皆様のご意思に反しない限度で、本方針を変更することもあります。これらの場合には、その変更・修正内容を速やかに開示します。

・本方針の合理性

1. 買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること

本方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を完全に充足しています。また、株式会社ジャスダック証券取引所の「上場有価証券の発行者による会社情報の適時開示等に関する規則」における買収防衛策導入にかかる尊重事項（開示の十分性、透明性、流通市場への影響、株主の権利の尊重）を完全に充足しています。

2. 株主共同の利益の確保及び向上に資すること

本方針により、株主の皆様は、大規模買付行為に応じるか否かを適切に判断できるようになり、その結果、株主としての利益を確保し、向上させることができます。このように、本方針は、株主の皆様の共同の利益の確保及び向上に資するものといえます。

3. 株主意思が反映されていること

本方針を定時株主総会後も継続することについての株主の皆様のご意思を確認させていただくため、定時株主総会において本方針の継続の承認を議案として上程し、株主の皆様のご承認を得ることができない場合には本方針は継続されず、その時点で終了することになります。また、本方針は、有効期間中であっても、株主総会又は取締役会の決議により廃止することが可能です。このように、本方針には、株主の皆様のご意思が十分に反映されることとなっております。

4. 取締役の地位の維持を目的とするものではないこと

本方針は、当社取締役会が対抗措置を発動する客観的要件を事前かつ明確に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動は、そのような要件に従ってのみ行われます。また、本方針上、対抗措置を発動する場合など、本方針の運用における重要な局面において、取締役会は、独立委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重するものとされており、このように、本方針は、取締役会による恣意的な判断を許すものではなく、取締役の地位の維持を目的とするものではありません。

5. デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本方針は、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止することができるものとされており、大規模買付者は、自己の指名する取締役を当社株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本方針を廃止することが可能です。したがって、本方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、本方針はスローハンド型買収防衛策（取締役の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間がかかる買収防衛策）でもありません。

・株主及び投資家の皆様への影響

1. 本方針の継続が株主及び投資家に与える影響等

本方針は、当社株主の皆様が、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切に判断するための環境を整えることを目的として、大規模買付者が大規模買付行為を行うにあたって遵守すべきルールを定めたものにすぎず、本方針の継続により、株主及び投資家の皆様の法的権利又は経済的利益に影響を及ぼすことは想定しておりません。

2. 対抗措置発動時に株主及び投資家に与える影響等

対抗措置の発動によって、当社株主の皆様（大規模買付者を除きます。）の法的権利又は経済的利益に影響を及ぼすことは想定しておりません。ただ、対抗措置として新株予約権の発行を行う場合には、所定の期間内に申込みをしていただくことが必要となります。また、新株予約権を行使して株式を取得するためには、所定の期間内に一定の金額の払込みを完了していただく必要があります。ただし、当社が新株予約権を当社株式と引き換えに取得できる旨の取得条項に従い新株予約権の取得を行う場合には、取締役会が当該取得の対象とした新株予約権を保有する株主の皆様は、金銭の払込みを要することなく、当社による新株予約権取得の対価として、当社株式の交付を受けることができます。なお、新株予約権の無償割当て又は発行に関しては、取締役会で別途定めて公告する基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式数に応じて権利が付与されますので、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録される必要があります。これらの手続きその他当社株主の皆様がとる必要のある手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を割り当てることとなった際に、法令及び金融商品取引所規則に基づき別途お知らせいたします。

なお、いったん新株予約権の無償割当て又は発行を決議した場合であっても、当社は、新株予約権の無償割当て若しくは発行を中止し、又は新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の方は、株価の変動により損害を被るおそれがあります。

資料 1

独立委員会の概要

1. 構成

独立委員会は、取締役会から委嘱を受けた社外取締役、社外監査役及び社外有識者から構成されるものとし、その委員となるためには、当社経営陣から独立した地位を有することを要する。独立委員会の委員は、3名以上とし、取締役会の決議により選任するものとする。

2. 決議要件

独立委員会の決議は、独立委員会の委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。

3. 勧告事項

独立委員会は、以下の各号に掲げる事項について取締役会から諮問を受けた場合、当該各事項を検討、審議の上決定し、その決定内容をその理由とともに取締役会に勧告するものとする。なお、独立委員会の各委員は、これらの決定にあたっては、株主共同の利益に資するか否かの観点からのみ行うものとし、専ら自らまたは当社経営陣の利益を図ることを目的としてはならない。

- (1)大規模買付者に対して追加して大規模買付情報の提供を求めることの適否並びに追加して提供を求める大規模買付情報の種類及び範囲
- (2)大規模買付者による大規模買付ルールへの遵守の有無
- (3)対抗措置を発動することの適否
- (4)対抗措置の内容
- (5)前各号に掲げるもののほか、取締役会が独立委員会の勧告を受けると判断した事項

4. その他

- (1)独立委員会は、当社の費用において、独立した第三者（財務アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。
- (2)独立委員会は、必要な情報を収集するため、大規模買付者、当社経営陣、当社の取引先、従業員その他独立委員会が必要と認める者に説明を求めることができる。

資料2

独立委員会委員の氏名及び略歴

田淵 智久

〔略歴〕

昭和59年 弁護士登録

平成19年 末吉綜合法律事務所開設

平成19年 当社独立委員会委員（現任）

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

佐藤 明夫

〔略歴〕

平成 9年 弁護士登録

平成15年 佐藤綜合法律事務所開設

平成17年 駿河台大学大学院法務研究科（法科大学院）兼任講師（現任）

平成17年 株式会社アミューズ社外監査役（現任）

平成19年 GMOホスティング&セキュリティ株式会社社外監査役（現任）

平成19年 当社独立委員会委員（現任）

平成19年 インフォテリア株式会社社外監査役（現任）

平成20年 株式会社ポーラ・オルビスホールディングス社外監査役（現任）

平成20年 丸八証券株式会社社外取締役（現任）

平成20年 GMOペイントゲートウェイ株式会社社外取締役（現任）

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

宇津木 修

〔略歴〕

昭和53年 公認会計士登録

昭和57年 公認会計士宇津木修事務所開設

昭和58年 当社常勤監査役就任

平成元年 当社監査役就任（現任）

平成19年 当社独立委員会委員就任（現任）

同氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

資料3

新株予約権の概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主及びその割当条件

取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を割り当てる。なお、株主に新株予約権の割当てを受ける権利を与えて募集新株予約権を引き受ける者の募集を行う場合と、新株予約権の無償割当てを行う場合とがある。

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。新株予約権1個あたりの目的である株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 発行又は無償割当ての対象となる新株予約権の総数

発行又は無償割当ての対象となる新株予約権の総数は、取締役会が別途定める数とする。取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

4. 各新株予約権の払込金額

無償とする。

5. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は1円以上で取締役会が定める額とする。

6. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要することとする。

7. 新株予約権の行使条件

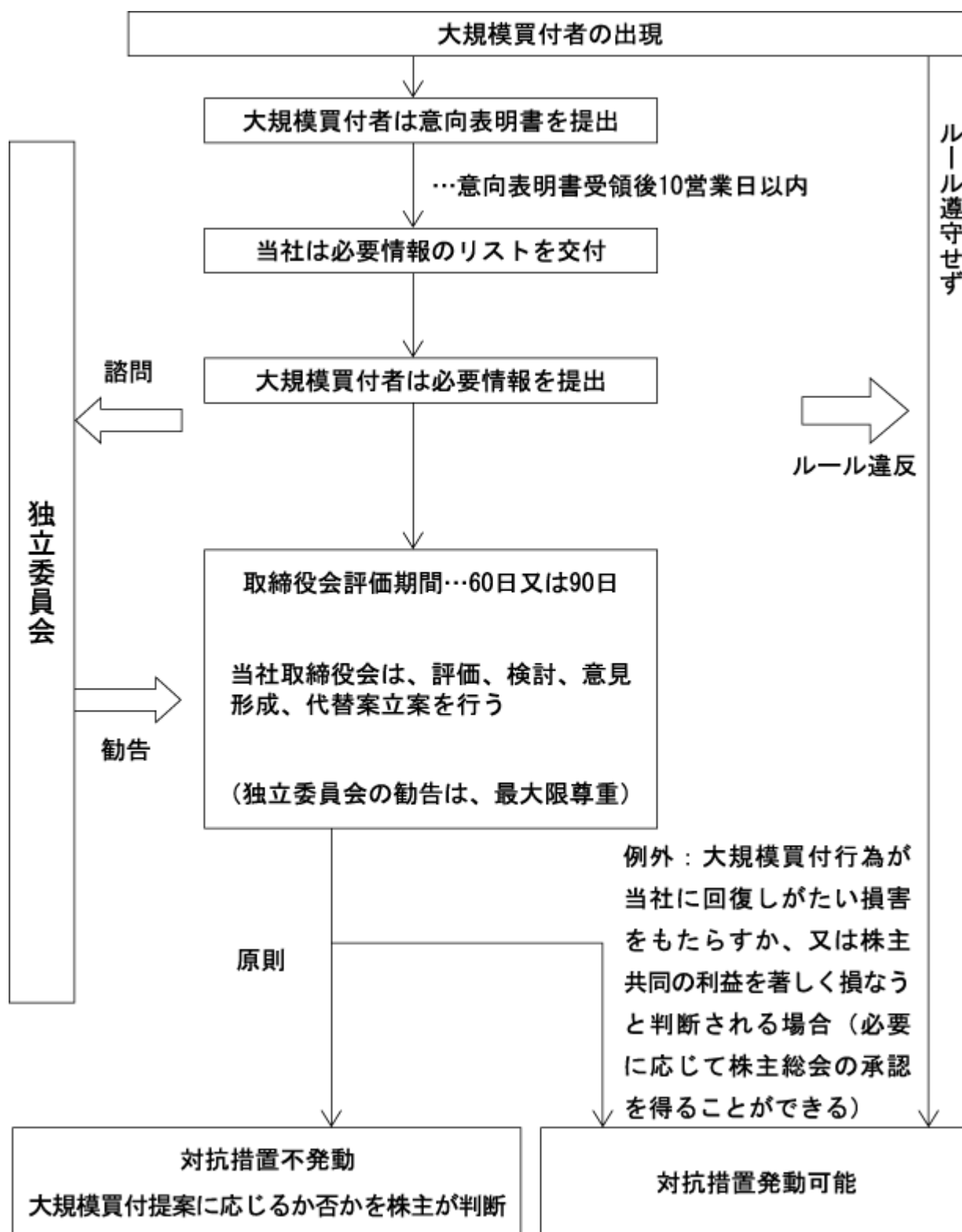
大規模買付者を含む特定株主グループに属する者（当社の株式を取得又は保有することが当社株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めたものを除く。）等に行使を認めないこと等を新株予約権行使の条件として定めることがある。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

8. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、取得条件その他必要な事項については、取締役会にて別途定めるものとする。なお、上記7.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき1株を交付することができる旨の条項を定めることがある。

資料4

大規模買付ルールの流れ



(5) 研究開発活動

当第3四半期会計期間において、重要な研究開発活動はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	55,400,000
計	55,400,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年2月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	17,446,000	同左	大阪証券取引所 J A S D A Q (スタンダード)	単元株式数は100株であります
計	17,446,000	同左		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成22年10月1日～ 平成22年12月31日		17,446,000		2,453,000		981,690

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書の写しの送付がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成22年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成22年9月30現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 32,500		
完全議決権株式(その他)	普通株式 17,413,200	174,132	
単元未満株式	普通株式 300		1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	17,446,000		
総株主の議決権		174,132	

【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 東京鋼鐵株式会社	東京都千代田区神田司町 二丁目2番地	32,500		32,500	0.19
計		32,500		32,500	0.19

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	490	475	480	460	540	500	500	525	549
最低(円)	450	450	445	442	427	446	480	500	515

(注) 最高・最低株価は、平成22年10月11日以前は大阪証券取引所(JASDAQ市場)におけるものであり、平成22年10月12日以降は大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び前第3四半期累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)は、改正前の四半期財務諸表等規則に基づき、当第3四半期会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び当第3四半期累計期間(平成22年4月1日から平成22年12月31日まで)は、改正後の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び前第3四半期累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期財務諸表並びに当第3四半期会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び当第3四半期累計期間(平成22年4月1日から平成22年12月31日まで)に係る四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目からみて、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	0.49%
売上高基準	0.31%
利益基準	2.70%
利益剰余金基準	0.89%

会社間項目の消去後の数値により算出しております。

1【四半期財務諸表】
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期会計期間末 (平成22年12月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	126,278	64,418
受取手形及び売掛金	3,366,713	2,583,649
商品及び製品	990,032	865,053
原材料及び貯蔵品	555,052	490,837
預け金	3,310,000	3,120,000
その他	49,422	315,252
流動資産合計	8,397,499	7,439,212
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	1,131,427	1,189,017
機械装置及び運搬具(純額)	3,777,370	4,022,321
土地	4,546,090	4,546,090
その他(純額)	433,455	471,016
有形固定資産合計	9,888,342	10,228,446
無形固定資産	22,901	24,131
投資その他の資産	385,781	190,170
固定資産合計	10,297,025	10,442,748
資産合計	18,694,525	17,881,960
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	2,091,254	1,889,017
短期借入金	575,804	796,236
未払法人税等	226,307	33,066
引当金	41,360	90,869
その他	949,064	672,186
流動負債合計	3,883,791	3,481,376
固定負債		
長期借入金	335,622	414,145
引当金	208,435	198,377
その他	1,520,826	1,520,826
固定負債合計	2,064,883	2,133,349
負債合計	5,948,675	5,614,725
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,453,000	2,453,000
資本剰余金	981,690	981,690
利益剰余金	7,105,981	6,627,296
自己株式	13,083	13,015
株主資本合計	10,527,587	10,048,971
評価・換算差額等		
土地再評価差額金	2,218,262	2,218,262
評価・換算差額等合計	2,218,262	2,218,262
純資産合計	12,745,850	12,267,234
負債純資産合計	18,694,525	17,881,960

(2)【四半期損益計算書】
【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
売上高	8,621,183	11,403,141
売上原価	6,917,879	9,639,816
売上総利益	1,703,304	1,763,324
販売費及び一般管理費	₁ 716,826	₁ 775,556
営業利益	986,477	987,767
営業外収益		
受取利息	9,544	6,982
仕入割引	11,153	17,924
その他	18,392	38,381
営業外収益合計	39,090	63,289
営業外費用		
支払利息	8,938	5,425
売上割引	2,884	2,569
その他	3,180	2,679
営業外費用合計	15,003	10,674
経常利益	1,010,564	1,040,382
特別利益		
固定資産売却益	5,232	17
その他	250	-
特別利益合計	5,482	17
特別損失		
固定資産除却損	26,300	6,319
その他	1,709	-
特別損失合計	28,009	6,319
税引前四半期純利益	988,036	1,034,080
法人税等	₂ 369,956	₂ 416,087
四半期純利益	618,080	617,992

【第3四半期会計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
売上高	2,741,617	4,070,585
売上原価	2,197,555	3,521,332
売上総利益	544,061	549,252
販売費及び一般管理費	¹ 221,174	¹ 273,563
営業利益	322,887	275,688
営業外収益		
受取利息	3,995	3,317
仕入割引	3,904	6,992
その他	7,661	6,198
営業外収益合計	15,560	16,508
営業外費用		
支払利息	2,585	1,512
売上割引	919	1,027
その他	1,329	789
営業外費用合計	4,833	3,328
経常利益	333,614	288,868
特別利益		
固定資産売却益	4,397	-
その他	250	-
特別利益合計	4,647	-
特別損失		
固定資産除却損	-	2,943
会員権売却損	1,171	-
特別損失合計	1,171	2,943
税引前四半期純利益	337,090	285,925
法人税等	² 123,061	² 115,041
四半期純利益	214,028	170,883

(3)【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純利益	988,036	1,034,080
減価償却費	627,067	623,404
賞与引当金の増減額(は減少)	49,410	36,609
役員賞与引当金の増減額(は減少)	6,500	12,900
前払年金費用の増減額(は増加)	10,882	21,177
退職給付引当金の増減額(は減少)	10,255	-
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	12,060	10,057
受取利息及び受取配当金	9,544	6,982
支払利息	8,938	5,425
固定資産売却損益(は益)	5,232	17
固定資産除却損	25,966	5,545
売上債権の増減額(は増加)	50,638	783,064
たな卸資産の増減額(は増加)	259,486	189,009
その他の資産の増減額(は増加)	24,310	268,104
仕入債務の増減額(は減少)	1,040,132	358,466
未払消費税等の増減額(は減少)	88,697	57,135
その他の負債の増減額(は減少)	47,715	20,254
小計	2,354,391	1,375,068
利息及び配当金の受取額	9,544	5,457
利息の支払額	8,938	5,425
法人税等の支払額	1,419,076	227,243
営業活動によるキャッシュ・フロー	935,921	1,147,857
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	1,484,378	241,968
有形固定資産の売却による収入	3,898	1,700
無形固定資産の取得による支出	17,089	11,320
貸付けによる支出	9,780,000	-
貸付金の回収による収入	10,710,000	-
その他の支出	12,950	217,000
その他の収入	41,240	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	539,279	468,588
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	1,119,871	900,000
短期借入金の返済による支出	1,319,871	1,100,000
長期借入れによる収入	150,000	300,000
長期借入金の返済による支出	292,097	398,955
自己株式の取得による支出	261	68
配当金の支払額	131,005	128,384
財務活動によるキャッシュ・フロー	473,364	427,408
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	76,721	251,859
現金及び現金同等物の期首残高	334,716	3,184,418
現金及び現金同等物の四半期末残高	257,994	3,436,278

【継続企業の前提に関する事項】

当第3四半期会計期間(自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)

該当事項はありません。

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)
会計処理基準に関する事項の変更	<p>「資産除去債務に関する会計基準」等の適用</p> <p>第1四半期会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>なお、これによる損益に影響はありません。</p>

【表示方法の変更】

当第3四半期累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)及び当第3四半期会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)

該当事項はありません。

【簡便な会計処理】

	当第3四半期累計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年12月31日)
1 棚卸資産の評価方法	<p>当第3四半期会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、前事業年度末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定する方法によっております。</p> <p>また、棚卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法によっております。</p>
2 固定資産の減価償却費の算定方法	<p>固定資産の年度中の取得、売却又は除却等の見積りを考慮した予算に基づく年間償却予定額を期間按分する方法によっております。</p>
3 経過勘定項目の算定方法	<p>合理的な算出方法による概算額で計上する方法によっております。</p>

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第3四半期累計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年12月31日)
税金費用の計算	<p>当第3四半期会計期間を含む会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法によっております。</p>

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第3四半期会計期間末 (平成22年12月31日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額 13,483,124千円	1 有形固定資産の減価償却累計額 13,149,616千円
2 偶発債務	2 偶発債務
銀行借入に対する保証債務	銀行借入に対する保証債務
従業員(住宅資金) 464千円	従業員(住宅資金) 756千円

(四半期損益計算書関係)

第3四半期累計期間

前第3四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1 販売費及び一般管理費の主なもの	1 販売費及び一般管理費の主なもの
運送費 366,637千円	運送費 430,917千円
役員退職慰労引当金繰入額 10,479千円	役員退職慰労引当金繰入額 10,057千円
役員賞与引当金繰入額 19,500千円	役員賞与引当金繰入額 7,100千円
賞与引当金繰入額 5,190千円	賞与引当金繰入額 4,380千円
退職給付費用 7,680千円	退職給付費用 5,179千円
2 「法人税、住民税及び事業税」及び「法人税等調整額」は「法人税等」として一括掲記しております。	2 同左

第3四半期会計期間

前第3四半期会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1 販売費及び一般管理費の主なもの	1 販売費及び一般管理費の主なもの
運送費 111,944千円	運送費 157,935千円
役員退職慰労引当金繰入額 3,352千円	役員退職慰労引当金繰入額 3,352千円
役員賞与引当金繰入額 6,500千円	役員賞与引当金繰入額 5,000千円
退職給付費用 1,848千円	退職給付費用 1,723千円
2 「法人税、住民税及び事業税」及び「法人税等調整額」は「法人税等」として一括掲記しております。	2 同左

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金 257,994千円	現金及び預金 126,278千円
預入期間が3か月超の定期預金 - 千円	預入期間が3か月超の定期預金 - 千円
現金及び現金同等物 257,994千円	預け金 3,310,000千円
	現金及び現金同等物 3,436,278千円

(株主資本等関係)

当第3四半期会計期間末(平成22年12月31日)及び当第3四半期累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期会計期間末
普通株式(株)	17,446,000

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期会計期間末
普通株式(株)	32,538

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	69,654	4	平成22年3月31日	平成22年6月30日	利益剰余金
平成22年11月5日 取締役会	普通株式	69,653	4	平成22年9月30日	平成22年12月6日	利益剰余金

(2) 基準日が当事業年度の開始の日から当四半期会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

株主資本の金額は、前事業年度末日と比較して著しい変動がありません。

(金融商品関係)

金融商品の四半期貸借対照表計上額その他の金額は、前事業年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(有価証券関係)

有価証券の四半期貸借対照表計上額その他の金額は、前事業年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引の四半期会計期間末の契約額等は、前事業年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、鉄鋼事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(追加情報)

第1四半期会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の四半期貸借対照表計上額その他の金額は、前事業年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(持分法損益等)

関連会社が存在しないため記載しておりません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第3四半期会計期間末 (平成22年12月31日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
731円95銭	704円46銭

(注) 1 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第3四半期会計期間末 (平成22年12月31日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	12,745,850	12,267,234
普通株式に係る純資産額(千円)	12,745,850	12,267,234
普通株式の発行済株式数(千株)	17,446	17,446
普通株式の自己株式数(千株)	32	32
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数の数(千株)	17,413	17,413

2 . 1株当たり四半期純利益金額等

第3四半期累計期間

前第3四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額 35円49銭	1株当たり四半期純利益金額 35円49銭

(注) 1 . 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 . 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	前第3四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
四半期損益計算書上の四半期純利益(千円)	618,080	617,992
普通株式に係る四半期純利益(千円)	618,080	617,992
普通株式の期中平均株式数(千株)	17,414	17,413

第3四半期会計期間

前第3四半期会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額 12円29銭	1株当たり四半期純利益金額 9円81銭

(注) 1 . 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 . 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

項目	前第3四半期会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
四半期損益計算書上の四半期純利益(千円)	214,028	170,883
普通株式に係る四半期純利益(千円)	214,028	170,883
普通株式の期中平均株式数(千株)	17,414	17,413

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

リース取引開始日が平成20年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っておりますが、当四半期会計期間末におけるリース取引残高は、前事業年度の末日と比較して著しい変動がありません。

2 【その他】

第54期（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）中間配当については、平成22年11月5日開催の取締役会において、平成22年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

配当金の総額	69,653千円
1株当たりの金額	4円
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成22年12月6日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月10日

東京鋼鐵株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 樋口 節 夫 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 杉岡 喜 幸 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている東京鋼鐵株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第53期事業年度の第3四半期会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び第3四半期累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、東京鋼鐵株式会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年2月13日

東京鋼鐵株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 樋口 節夫 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 吉澤 祥次 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている東京鋼鐵株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第54期事業年度の第3四半期会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び第3四半期累計期間(平成22年4月1日から平成22年12月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、東京鋼鐵株式会社の平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。